近畿北陸整備局 緑資源機構分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成19年度)

	和民主席内 林黄冰风的为快运针头				1 /4//10	
整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村)**±1	契約面積 (ha)	選 定 基準 _{※注2}	重点化 基準 _{*注3}	B/C*注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	石川県珠洲市	5	(2	2. 58	(川浦町農業用ため池)
2	石川県珠洲市	14	(2	2. 13	(南方地区農業用ため池)
3	石川県輪島市(輪島市)	14	(3	2. 38	(町野町広域簡易水道)
4	石川県鳳珠郡能登町(鳳至郡能都町)	5	<u>(</u>	3	2.87	(小浦地区水道施設)
5	石川県鳳珠郡能登町(鳳至郡能都町)	10	_D	2	2.87	(波並地区農業用ため池)
6	石川県鳳珠郡能登町(鳳至郡柳田町)	4	9	3	2. 91	併括管理(町野町広域簡易水道)
7	石川県鳳珠郡能登町(鳳至郡柳田町)	15	O	3	2. 44	(町野町広域簡易水道)
8	福井県小浜市	5	_O	3	2. 44	(小浜市中名田地区簡易水道)
	福井県小浜市	9	()	3	2.45	(小浜市相生・中井地区簡易水道)
10	福井県南条郡南越前町(南条郡今庄町)	34	(†)	3	2.04	(南越前町新道配水場)
11	福井県南条郡南越前町(南条郡今庄町)	21	(3	2.41	(南越前町今庄・湯尾地区簡易水道)
12	福井県大野市 (大野郡和泉村)	9	()	2	3. 31	(九頭竜ダム)
13	福井県大飯郡おおい町(遠敷郡名田庄村)	8	(3	2. 39	(おおい町名田庄西部地区簡易水道)
14	京都府船井郡京丹波町(船井郡和知町)	10	(b)	12	1.71	(①由良川流域 ②和知ダム)
	京都府船井郡京丹波町(船井郡丹波町)	43	_(D)	12	1. 54	(①由良川流域 ②和知ダム)
	京都府綾部市	21	9	1	1. 66	(由良川流域)
			(9)			
17	京都府福知山市(加佐郡大江町)	38)	1	2. 04	(由良川流域)
	京都府南丹市(船井郡園部町)	6	_O	1	1.80	(淀川流域)
	京都府舞鶴市	21	(f)	1	1.80	(由良川流域)
20	兵庫県宍粟市 (宍粟郡一宮町)	41	(†)	1	2.63	(揖保川流域)
21	兵庫県篠山市	30	(f)	3	2.59	(篠山市鍋塚池農業用施設)
22	兵庫県養父市(養父郡大屋町)	11	T	13	2.62	(①円山川流域 ③養父市明延簡易水道)
23	兵庫県養父市 (養父郡大屋町)	8	(b)	13	2. 63	(①円山川流域 ③養父市大屋町西大簡易水道)
24	兵庫県南あわじ市(三原郡南淡町)	11	_(D)	3	2. 97	(河内谷地区簡易水道)
25	兵庫県美方郡香美町(美方郡村岡町)	9	_D	23	2. 30	(②入江ダム ③用野簡易水道)
26	兵庫県美方郡新温泉町(美方郡温泉町)	34	9	3	2. 29	(新温泉町簡易水道)
27	兵庫県豊岡市	82	O	13	2. 45	(①円山川流域 ③豊岡市畑上簡易水道)
28	兵庫県豊岡市(城崎郡日高町)	11	_(j)	13	2. 43	(①円山川流域 ③豊岡市中央上水道)
29	兵庫県豊岡市 (出石郡但東町)	16	(f)	13	2.01	(①円山川流域 ③但東中央簡易水道)
30	兵庫県佐用郡佐用町	4	Ø	3	2. 25	併括管理(佐用町奥海簡易水道)
31	兵庫県朝来市 (朝来郡生野町)	7	Ø	3	2.96	(渕簡易水道)
32	奈良県吉野郡黒滝村	6	Ø	13	2.60	(①紀ノ川流域 ③赤滝地区水道施設)
33	奈良県吉野郡川上村	5	()	13	2. 10	(①紀ノ川流域 ③川上村西河地区簡易水道)
	奈良県吉野郡上北山村	12	Ø	12	3. 39	(①熊野川流域 ②池原ダム)
	奈良県吉野郡下北山村	4	9	12	3. 41	併括管理(①熊野川流域 ②池原ダム)
			9	12	3. 40	併括管理(①熊野川流域 ②七色ダム)
36	奈良県吉野郡下北山村	3	0			
37	奈良県吉野郡下北山村	7	_O	12	3. 41	(①熊野川流域 ②池原ダム)
	奈良県吉野郡天川村	40	Ø	12	2.64	(①熊野川流域 ②九尾ダム)
39	奈良県吉野郡十津川村	5	T	12	2.66	(①熊野川流域 ②二津野ダム)
40	奈良県吉野郡十津川村	4	Ø	12	2.64	併括管理(①熊野川流域 ②風屋ダム)
41	奈良県吉野郡十津川村	6	T	12	2.66	(①熊野川流域 ②二津野ダム)
	奈良県吉野郡十津川村	2	9	12	2, 66	併括管理(①熊野川流域 ②二津野ダム)
	奈良県宇陀市 (宇陀郡室生村)	5	(b)	12	1. 74	(①紀ノ川流域 ②高山ダム)
	和歌山県田辺市(西牟婁郡大塔村)	7	Ø	3	3. 61	(上富田町生馬浄水場)
	和歌山県田辺市(西牟婁郡大塔村)	7	9	13	1	(①日置川流域 ③日置川町上水道浄水場)
			9		3. 62	
	和歌山県田辺市(西牟婁郡大塔村)	82		12	3. 62	(①日置川流域 ②合川ダム)
	和歌山県田辺市(西牟婁郡大塔村)	99	Ø	12	3. 62	(①日置川流域 ②合川ダム)
	和歌山県田辺市(東牟婁郡本宮町)	5	T	13	3. 19	(①熊野川流域 ③請川簡易水道)
	和歌山県田辺市 (東牟婁郡本宮町)	14	Ø	13	3. 20	(①熊野川流域 ③請川簡易水道)
50	和歌山県田辺市 (西牟婁郡中辺路町)	19	Ī	12	3. 62	(①日置川流域 ②合川ダム)
51	和歌山県田辺市(日高郡龍神村)	16	Ø	13	3. 61	(①日高川流域 ③大熊簡易水道)
			Ø	(2)	3. 20	(七川ダム)
02	和歌山県東牟婁郡古座川町	26)		
	和歌山県東牟婁郡古座川町 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	26 15		(3)	3 20	(能野川町西飲料水供給施設)
53	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	15	Ø	3	3. 20	(熊野川町西飲料水供給施設)
53 54	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	15 9	⑦ ⑦	23	3. 20	(②小匠ダム ③太田川浄水場)
53 54 55	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 和歌山県西牟婁郡すさみ町	15 9 48	⑦ ⑦ ⑦	23 13	3. 20 2. 72	(②小匠ダム ③太田川浄水場) (①日置川流域 ③城簡易水道)
53 54 55 56	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 和歌山県西牟婁郡すさみ町 和歌山県新宮市(東牟婁郡熊野川町)	15 9 48 42	⑦ ⑦ ⑦ ⑦	23 13 13	3. 20 2. 72 3. 20	(②小匠ダム ③太田川浄水場) (①日置川流域 ③城簡易水道) (①熊野川流域 ③新宮市浄水場)
53 54 55 56 57	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 和歌山県西牟婁郡すさみ町	15 9 48	⑦ ⑦ ⑦	23 13	3. 20 2. 72	(②小匠ダム ③太田川浄水場) (①日置川流域 ③城簡易水道)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。複数の基準に該当する場合は、主となる選定基準を記載。

⑦:無立木地 ②:散生地 ⑦:粗悪林相地 注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①:2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域 ②:ダム等の上流域

③: 水道施設等(設置予定を含む)の上流域 ④: 過去に渇水等が発生した市町村の上流域

注4 「B/C」: 便益 (B) を費用 (C) で除算した値であり、林野庁の事前評価時に算出したもの。林野公共事業の採択基準は、B/C≧1.00。 注5 「併括管理」: 契約面積が 5 ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。